

○東伊豆町既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付要綱

(平成26年3月5日要綱第5号)

改正 平成30年5月22日要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物耐震診断事業及び要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業を実施する当該建築物の所有者、居住者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、東伊豆町負担金補助及び交付金に関する規程（昭和35年東伊豆町規則第22号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「既存建築物耐震診断事業」とは、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第15条第1項の既存建築物（国、地方公共団体その他、公の機関が所有するものを除く。）の耐震診断を実施する事業をいう。

(2) 「要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断を実施する事業をいう。

(3) 耐震診断とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) 対象建築物に関する次に掲げる書類

ア 耐震診断実施建築物の付近見取り図（縮尺2,500分の1以上の地図）

イ 耐震診断実施建築物の配置図及び平面図

ウ 耐震診断経費の見積書の写し

(4) その他町長が必要と認めたもの
(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第6条 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、既存建築物等耐震性向上事業変更承認申請書(様式第5号)、変更事業計画書(様式第2号)及び変更収支予算書(様式第3号)に変更の内容が分かる書類を添付して提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所を変更する場合
- (2) 総事業費の額を変更する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 町長は、前項の規定による申請が適当であると認めた場合は、既存建築物等耐震性向上事業費変更承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(遅滞等報告)

第7条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに既存建築物等耐震性向上事業遅滞等報告書(様式第7号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、既存建築物等耐震性向上事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 契約書及び領収書の写し
- (4) 耐震診断結果報告書 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日
 - イ 構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力、その他)
 - ウ 耐震診断の方針
 - エ 診断結果の概要
 - オ 建築物の性質
 - カ 総合所見

キ 平面図、伏図、軸組図等

(5) 耐震診断評定書の写し 評定は耐震評定委員会（一般社団法人静岡県建築士事務所協会内）、SPRC 委員会（一般財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関的な委員会に諮るものとする。ただし、次に掲げる建築物の診断結果については、この限りでない。

ア 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

(ア) 延べ面積 1,000平方メートル未満

(イ) 地上階数 2以下

イ 次のいずれにも該当する木造の建築物

(ア) 階数及び延べ面積 平屋建ての場合は上限面積無し、2階建ての場合は1,000平方メートル未満

(イ) 高さ 13メートル以下

(ウ) 軒の高さ 9メートル以下

ウ その他町長が不要と認める建築物

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存建築物等耐震性向上事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた日から速やかに、既存建築物等耐震性向上事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の保管等)

第11条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から、施行する。

2 第2条第1項第2号に規定する要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業は、平成28年3月31日までに事業を完了するものとする。

附 則（平成30年5月22日要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業の区分	補助の対象	補助金の額
既存建築物耐震診断事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。
要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業	対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の15分の11以内の額とする。

別表第2（第3条関係）

構造	延べ面積	基準額
非木造戸建住宅	面積区分無し	134,000円
既存建築物（戸建住宅以外のもの）	1,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり3,600円を乗じて得た額
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり1,540円を乗じて得た額
	2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,030円を乗じて得た額